

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

始良市長 湯元 敏浩

市町村名 (市町村コード)	始良市 (46225)
地域名 (地域内農業集落名)	木津志地区 (上脇・堂園・木津志東・木津志中・菅野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水田が主体の地域である。農業者の高齢化が進み、規模縮小や担い手への農地の貸出を希望する農業者が多い状況であり、遊休農地の増加が懸念されるため、新たな農地の受け手の確保が必要である(地域外も含め)。

基盤整備が完了している地区については、持続的に農地の利用を図りながら、農地の集積・集約を進めていくことが必要。ただ、山際など条件の悪い農地や未整備の農地など、農地としての維持が困難な場所も一部出てきており、継続して営農可能な農地の選別を進めることも必要。

また、中山間直接支払制度を活用して、農地の維持活動を実施している地区については、今後も継続して活動していく予定であるが、耕作の継続が困難場所については、見直しが必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山際など条件の悪い農地については、農地として維持していくことが困難な場所も出てきており、保全を中心に進めるべき農地か営農可能な農地かの選別を進めることも必要。作物としては、主食用米・飼料用米・加工用米・WCS・飼料作物等を中心に耕作を継続する。畑地帯では、一部ヒサカキの植付により耕作放棄地の解消も検討していく。集落営農組織の立ち上げを検討し、地域の担い手として育成していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	51.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

人・農地プランの地区をベースとし、農業振興地域内の農用地を区域とする。一部耕作が厳しい農地については除外する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農可能な農地を選別し、地域内の情報共有を活発に行いながら、農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者に貸付意向がある農地については、農地バンクを活用して、担い手や農業を担う者へ積極的に集積を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
取り組み可能な農地を選別し、状況に応じて事業への取組を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外にかかわらず、新規就農者を積極的に受け入れ、新たな担い手の確保と育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域で協議をし、ある程度の圃場をまとめ、JAのドローン散布委託を検討する。その他、農業支援サービス事業者の情報入手も含め、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵やワイヤーメッシュ等の整備により圃場への有害鳥獣の侵入防止を図る。
スガノ地区・東地区・中村下地区については、令和8年度に事業を活用して電気柵の導入を検討中。